

## 船舶事故調査報告書

平成28年7月28日  
 運輸安全委員会（海事部会）議決  
 委員長 中橋和博  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 石川敏行  
 委員 根本美奈

<b>事故種類</b>	釣り客死亡
<b>発生日時</b>	不明（平成27年10月24日 07時00分ごろ～07時07分ごろの間）
<b>発生場所</b>	岩手県宮古市鮎ヶ埼 <sup>とどが</sup> 南東方沖 鮎ヶ埼灯台から真方位138° 5.2海里（M）付近 （概位 北緯39° 29.1′ 東経142° 08.7′）
<b>事故の概要</b>	遊漁船 <sup>かいしゅう</sup> 海秀丸は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、岩手県宮古市鮎ヶ埼南東方沖で遊漁中、平成27年10月24日07時00分ごろ～07時07分ごろの間に、釣り客の1人が落水して死亡した。
<b>事故調査の経過</b>	平成27年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。 平成27年11月6日現場調査及び口述聴取、平成27年11月10日、11日、12月17日、平成28年2月4日、5日、12日、3月8日、5月10日口述聴取、平成27年11月12日回答書受領 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 海秀丸、4.98トン IT3-38489（漁船登録番号）、個人所有 11.77m（Lr）×2.43m×0.77m、FRP ディーゼル機関、132.40kW、昭和55年4月20日 第231-3766号（船舶検査済票の番号） （写真1参照） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
	写真1 本船

乗組員等に関する情報	<p>船長 男性 72歳</p> <p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年5月23日 免許証交付日 平成24年9月4日 (平成29年9月3日まで有効)</p> <p>釣り客A 男性 57歳</p>
死傷者等	死亡 1人(釣り客A)
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 1</p> <p>海象：うねり 波向南、波高約1.5m、潮流 南流、水温 約17℃</p>
事故の経過	<p>海秀丸(以下「本船」という。)は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか2人(以下「釣り客B」及び「釣り客C」という。)を乗せ、平成27年10月24日05時15分ごろ岩手県大槌港を出港し、鮭ヶ埼南東方沖(鮭ヶ埼灯台から真方位138°5.2M付近)で船首を風上の西方に向け、船尾にспанカを張り、漂泊した。</p> <p>船長は、07時00分ごろ釣り始めの合図をしたとき、操舵室下方の開口部から旅客室を覗き込み、釣り客Aが寝ているのを確認した。</p> <p>釣り客B及び釣り客Cは、それぞれ後部甲板左舷側及び右舷側通路の機関室付近でクーラーボックスに腰を掛け、竿釣りを開始した。</p> <p>船長は、操舵室で釣り客B及び釣り客Cの釣り糸を見ながら、本船が風に流されないよう適宜機関を調整していた。</p> <p>船長は、07時07分ごろ、潮上りするので釣り客B及び釣り客Cに仕掛けを上げるよう指示し、旅客室を覗いたところ釣り客Aがいないことに気付いた。</p> <p>船長は、操舵室から左舷側通路に出て甲板上を時計回りに釣り客Aを探しながら、釣り客B及び釣り客Cにも探すように言った。</p> <p>(図1参照)</p> <p>図1は、船舶の乗客配置を示す平面図と側面図である。平面図は、船尾から船首へ向かって、トイレ(0.60m)、釣り客B(3.55m)、船長(2.25m)、釣り客A(2.25m)、旅客室(3.30m)、釣り客C(0.76m)、機関室(5.95m)、4.65m、1.80m、0.70mの区間を示している。側面図は、船尾から船首へ向かって、1.35m、1.15m、2.22m、0.53m、0.88m、0.55mの区間を示している。また、救命浮環と救命服衣の位置も示されている。</p> <p>船長は、07時10分ごろ、釣り客Bから、左舷船尾方約100m</p>

	<p>の海面に黒っぽいものが見えると聞き、直ちに救助に向かったところ、救命胴衣を着用せずうつ伏せ状態で浮いている釣り客Aを認め、釣り客B及び釣り客Cにボートフックを使って左舷側に引き寄せさせた。</p> <p>釣り客Aは、07時13分ごろ、船長、釣り客B及び釣り客Cにより後部甲板に引き揚げられ、交替で心臓マッサージを施されたが意識は戻らなかった。</p> <p>船長は、07時15分ごろ漁業無線で釜石漁業無線局に対し、救急車の要請及び海上保安庁へ本事故発生の通報を依頼した後、08時16分ごろ最寄りの岩手県山田町山田港に入港した。</p> <p>釣り客Aは、司法解剖され、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 釣り客A</p> <p>持病等はなく、健康状態は良好で、泳ぐことができた。</p> <p>当日の服装は、長袖のニットのシャツとズボンを着用し、サンダル履きであった。</p> <p>(2) 船長</p> <p>持病等はなく、健康状態は良好であった。</p> <p>40年ほど前から釣具屋を、20年ほど前から遊漁船業も営んでいたが、東日本大震災以降は遊漁船業だけを行っていた。</p> <p>(3) 本船</p> <p>旅客室の両舷に出入口があり、釣り客Aがいないことに気付いた際、左舷側の扉が開いていた。</p> <p>旅客室出入口付近のブルワークの高さは約55cmであり、通路には滑り防止対策が施されていた。</p> <p>船長、釣り客B及び釣り客Cは、本事故当時、波浪等による動揺や衝撃を感じていなかった。</p> <p>(4) 釣り客の情報</p> <p>釣り客A、釣り客B及び釣り客Cは、ふだんはもう1人の釣り客を加えた4人の釣り仲間で、ほぼ毎週のように釣りに出掛け、本船には、10月から翌年3月にかけて、月2回程度乗船していた。</p> <p>(5) 救命胴衣に関する情報</p> <p>釣り客A、釣り客B及び釣り客Cは、それぞれ自分の救命胴衣を持参して本船に乗り込み、釣り客Aは、救命胴衣を釣り道具と一緒に後部甲板に置き旅客室に入ったので、船長は、出港前に本船備え付けの救命胴衣を着用するように言って渡した。</p> <p>釣りを開始したとき、釣り客B及び釣り客Cは救命胴衣を着用していたが、旅客室にいた釣り客Aは、救命胴衣を着用しておらず、本事故後、釣り客Aが持参した救命胴衣及び船長が渡した救命胴衣は船内に残っていた。</p>

船長は、本船乗船時には常時救命胴衣を着用しており、本事故発生当日も救命胴衣を着用していた。

(6) 釣り客Aの飲酒等に関連する情報

釣り客Aは、前夜の晩酌で、19時00分ごろ500mlの発泡酒を2缶飲み、00時00分ごろ自宅を出発し、釣り客Bの運転で大槌港への移動中にも飲酒をしていた。

船長は、釣り客Aの乗船時に酒臭かったので出港を中止すると言ったが、釣り客Aが、釣り場まで約2時間仮眠をとるから大丈夫だと言い、本船に乗り込んで旅客室で横になり、釣り客B及び釣り客Cが、いつものことだから大丈夫だろうと言ったので、出港することとした。

釣り客Aの血中アルコール濃度については情報を入手することができなかった。

(7) 安全管理の状況

① 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく本船の業務規程には、安全の確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示について、次の記載があった。

- ・業務主任者は、利用者に対し、利用者が遵守すべき事項を掲示により周知する。
- ・業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するよう指示する。

② 本船においては船長を業務主任者とし、上記①に基づく遵守事項が、旅客室内部及び旅客室右舷出入口付近の側壁に掲示されており、救命胴衣及び飲酒については、次の記載があった。(抜粋)

- ・乗船中は常時救命胴衣を着用してください。
- ・飲酒めいていしている者、又は船内に多量の酒類を持ち込もうとする者は、乗船をお断りします。

(8) 岩手県遊漁船業協会の対応等

岩手県遊漁船業協会は、運輸安全委員会作成のリーフレット「遊漁船を運航利用される皆様へ」及びダイジェスト(第19号)をホームページに掲示し、平成28年2月3日、会員に向けて注意喚起を行った。

同協会は、以前より、救命胴衣の常時着用を推奨してきたが、本事故を受け、平成28年2月23日の総会において、乗船している時は救命胴衣の常時着用を徹底するよう、上記のリーフレット及びダイジェストを総会出席者に配布し、欠席者には郵送して注意喚起を行った。

(9) 類似事故

平成20年10月以降に公表された運輸安全委員会の報告書によれば、総トン数20トン未満の遊漁船において、船体動揺等により

	釣り客等が落水して死亡した事例が10件あったが、釣り客の飲酒による影響が関与して落水した事例はなかった。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 (1) 釣り客Aの死因は、溺水であった。 (2) 事故発生に関する解析 ① 本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、05時15分ごろ大槌港を出港した後、07時00分ごろから鮎ヶ埼南東方沖で、船首を風上の西方に向け、船尾にスパンカを張り、釣りを開始したものと考えられる。 ② 船長は、持参した救命胴衣を後部甲板に置いて旅客室に入った釣り客Aに、出港前に本船備え付けの救命胴衣を着用するように言って渡したものと考えられる。 ③ 次のことから、釣り客Aは落水時に救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。 a 救助されたときに救命胴衣を着用していなかったこと。 b 本事故後、釣り客Aが持参した救命胴衣及び船長が渡した救命胴衣は船内に残っていたこと。 ④ 本船は、船長が、07時00分ごろ、旅客室で寝ている釣り客Aを確認した後、07時07分ごろ、旅客室に釣り客Aがいないことに気付いたことから、その間に、釣り客Aが、落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。 ⑤ 釣り客Aの落水には、飲酒による影響が関与した可能性があると考えられるが、本人が本事故で死亡したため、その影響を明らかにすることはできなかった。 ⑥ 釣り客Aは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。 (3) 再発防止等に関する解析 ① 船長が、飲酒による影響が疑われる釣り客Aに注意を払っていれば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。 ② 釣り客Aが、船長の指示に従って救命胴衣を着用していれば、溺水を防止できた可能性があると考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、鮎ヶ埼南東方沖で遊漁中、釣り客Aが落水したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・遊漁船の船長は、飲酒めいていしている者については乗船を断るとともに、船内における飲酒を控えさせるなどして、釣り客の安

	<p>全を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・遊漁船の船長は、釣り客の落水に備え、暴露甲板においては救命胴衣を適切に着用させるよう徹底すること。</li></ul>
--	---

付図1 事故発生場所概略図

